

南幌町議会まちづくり特別委員会記録

【第17回】 令和 6年 第3回議会（ <u>定例会</u> ・臨時会）（開会中・ <u>休会中</u> ・閉会中）			
会議日時	令和 6年 9月27日 午後 2時18分開会 令和 6年 9月27日 午後 3時31分閉会		
場 所	各種委員会室		
出席者数	委員10名中10名出席		
出席人員	西股 裕司	家塚 雅人	湯本 要
	星 真希	熊木 恵子	佐藤 妙子
	細川美喜男	加藤 真悟	石川 康弘
	高橋 修平		
上記以外の出席者	側瀬 議長		
欠席人員			
説明のため出席した者			
付議事件	【報告事項】 ①総務常任委員会 ②産業経済常任委員会 ③議会運営委員会 ④広報特別委員会 ⑤一部事務組合 ・長幌上水道企業団議会 ・南空知公衆衛生組合議会 ・南空知葬斎組合議会 ・南空知消防組合議会 【協議事項】 (1) 議会報告懇談会の開催について (2) 各委員会任期に係る条例の改正と新体制へのスケジュールについて (3) マニフェストの制定に向けた考えと制定までのスケジュール (4) ハラスメント条例の制定について (5) その他		
傍聴者	0名		
会議の概要	別紙のとおり		

上記記録は事実と相違ないので署名する。

令和 年 月 日

南幌町議会まちづくり特別委員長

第17回南幌町議会まちづくり特別委員会会議録

(R6.9.27 14:18~15:31)

局長 ただいまより第17回南幌町議会まちづくり特別委員会を始めてまいります。始まりに当たりまして、西股委員長から御挨拶をお願いいたします。

西股委員長 皆さんこんにちは。本日につきましては、決特の関係、全員協議会、そして議員間討議ということで、いろんな会議体がありまして、最後にまちづくり特別委員会ということでやらせていただきます。今回につきましては、懇談会の開催ほか、ハラスメントまでの4項目について協議をしていくと。十分その辺を協議しながら進めてまいりたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは本特別委員会は本日1日の日程で行います。委員各位に申し上げます。発言を行う場合には挙手をして、委員長の許可を得てから発言をしてください。質問は要点を簡潔明瞭に発言してください。また、私語は慎むようお願い申し上げます。なお、効率的な議事の運営に努めてまいりますので、委員各位におきましても御協力をお願いいたします。傍聴者はいないので、割愛します。

本日の出席委員は10名です。なお、議長も出席していただいております。直ちに会議を始めさせていただきます。

【報告事項】

西股委員長 それでは報告事項から、各委員会報告ということで、総務常任委員会からお願いいたします。

熊木委員 総務常任委員会の報告をいたします。9月18日に委員会を開催しました。この時は西町町内会の防災体験学習会の視察を行いました。事業の目的や事業概要などを説明いただいて、防災体験のテントの張り出しや、段ボールベッドの組み立てなどをしました。30人くらい参加していて、2回目だということで慣れているのと、コミュニケーションをうまく図ってやっているという感じがしました。終了後には役場に戻って委員会を開催して、反省なり、今後に生かすことということで意見交換をしました。実際に体験してみると、やはり身体の不自由な方が参加した時にどうやって段ボールベッドに上がるかだとか、手すりが必要だとかいろんな意見が出たので、今後も検討して、あとは防災備蓄品の点検などもやっていきたいなと思っています。それから自主防災組織を緑町町内会もつくっているんですけども、それが11月17日に行われるということなので、それにも全部参加できるかどうかはちょっとわからないんですけども、参加してまた広げていきたいなと思っています。以上です。

西股委員長 それでは産経のほうお願いします。

石川委員 産業経済常任委員会です。産業経済常任委員会では、9月10日に委員会を行いました。その時には、今までずっと続けております夕張太西団地の早期造成を求める請願について、最終的な報告書をつくり上げるということで、事務局のほうでつくっていただいた報告書を皆さんで確認し、その中でまたいろいろ協議

したところでもございました。既に今回の定例会にも提出するような形で用意してあります。それ以外に、その他ということで、本日全員協議会の中でも説明があったんですけども、南幌温泉の職員の休業補償についての話を事前に聞いてきて、それを委員会の中で報告し、皆さんと意見を交わしたところでもございます。また、南幌温泉のサウナについて再度聞いてきて、それについても報告しながら、皆さんのほうから御意見をいただきました。サウナ室自体は今のあそこの場所で行うわけですけども、本当に洗体器具があるのかということに対しては、カランは2基のみ設置するというので、あくまで維持費を削減するために、本当にサウナだけに特化して、体を洗うということに対しては大浴場でやってもらうというようなこだわりの中で進めていくなど、そういった話を聞いてきて説明したところでもありました。もう一つはキャンプ場の造成ということで、それも本日全員協で説明があったわけですけども、それにつきましても先んじて話を聞いてきて、産業経済常任委員会の中で報告し、皆さんから御意見をいただいたところでもありました。とりあえず省略した中でそのような形で今回お話をしたところでもございます。以上です。

西股委員長 議運のほうをお願いします。

佐藤委員 9月17日に、令和6年第3回定例会について協議いたしました。その後、議員としゃべり場についての協議をいたしました。

同じ日ですが、15時半から令和6年度第1回評価経験者会議を、全議員と全評価提言者で行いました。評価シートを中心として、議員のなり手不足ですとか、提言者の存在意義とは何かなど、活発な意見交換ができたと思っております。以上です。

西股委員長 広報特別委員会をお願いします。

細川委員 広報特別委員会について報告いたします。委員会は9月12日に開催しまして、内容は議会報告懇談会の開催についてということで、本日提案する内容の協議を行っております。それから2点目に、議会に関するアンケート調査についてということで、前回のまちづくり特別委員会で意見をいただきましたことを修正いたしまして、最終確認ということで作成いたしました。本日その内容について報告させていただくということで、よろしくお願いたします。以上です。

西股委員長 一部事務組合をお願いします。

家塚委員 長幌上水道企業団の関係ですが、8月30日に定例会がありまして、令和5年度の上水道会計余剰金、決算認定ほか4件の議案を審議しております。また、あわせて石川議員のほうから、PFAS、有機フッ素化合物の水源流入不安についてということで一般質問がありました。以上です。

【協議事項】

(1) 議会報告懇談会の開催について

西股委員長 それでは協議事項の1番目、議会報告懇談会の開催についてです。細川委員お願いたします。

細川委員 それでは、議会報告懇談会の開催について説明させていただきます。

1 ページめくっていただきますと、①、②ということで令和6年度の議会報告懇談会の案が載せてありますが、当初から懇談会は11月と翌年の2月ということで計画されております。今回は11月の分なんですけども、まず一つ目としまして、全町規模の南幌町議会報告懇談会ということで、予定として11月17日の日曜日でどうかということで御提案したいと思います。会場につきましては、あいくるを予定しております。二つ目ですけども、こちらは地区のほうで、前は東町・美園で行いましたが、今回は要望があったということで、夕張太地区議会報告懇談会ということで、対象は11区、稲穂町内会、12区の町民の方ということで、同じく11月17日、先ほどと同じ日にちなんですけど、日曜日の午後6時から2時間程度ということで、夕張太ふれあい館で行ってはどうかということで御提案したいと思います。なお、内容の詳細につきましては次回のまちづくり特別委員会でもたまた案を提出したいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

西股委員長 今説明がありまして、あいくるが午後2時、そして夕張太ふれあい館が午後6時からという内容なんですけど、この辺について御意見等をお聞かせください。

加藤委員 おおむね問題ないかなと思うんですけど、2番目の対象者が11区、稲穂町内会、12区の町民とされているんですけども、これはあえて絞らなくてもいいのではないかなと思ったのですが、いかがでしょう。

細川委員 一応前回はそうだったんですけども、こちらの3町内会、行政区には、区長さんのほうに事前にお話をし、議会報告懇談会を開きますよというお話をしてからいつも開催しているものですから、ほかの人が来ることは構わないのですが、あくまでもその3か所という考え方でいきたいと思うんですけど、来るのは拒まないとは思いますが、それでは対象を書かないということにします。

それと補足なんですけど、一応この時に広報委員会で話が出たのが、夕食についてはこちらで用意して、時間がありませんので議員はおにぎり等を食べながらという形でやろうかと。あいくるで16時頃に終わって後片づけをして、それから18時だと結構ぎりぎりになるものですから、20時頃に終わるということで、簡単な食事を用意して、そこでお腹を満たしていただいて、こちらの懇談会に臨んでいただくような形で検討しています。あいくるのほうが終わったら先発隊ということで、すぐ動いて準備のほうに走るといった形も検討しています。

西股委員長 まずは、最初の集まりは午後1時からの集合でよろしいですか。

細川委員 前は30分前くらいでしたよね。

西股委員長 では、13時30分集合でいいですか。(はいの声)

ふれあい館はちょっと椅子だとかを並べたりというのがありますね。

石川委員 場所は体育館みたいな所でやるんですか。

細川委員 一応細かいことは次回のまち特で出したいと思うんですけど、場合によって前みたいに分散型にする可能性もあります。

側瀬議長 だけど、ふれあい館だけは先に日程を言っておかないと。あそこはバドミントンだとかいろいろやっているの。

細川委員 会場についてはもう事務局のほうで調整していただいている、その他

の部分については次回のまち特でということをお願いしたいと思います。

西股委員長 では、今回はそのような日程でやるということでもとめさせていただきます。11月17日、午後13時30分にあいくるホール集合。2回目は終わってからなんです、次に備えて17時に夕張太ふれあい館集合ということです。

石川委員 ふれあい館は駐車場が狭いですよね。

側瀬議長 議会は集落センターに停めればいいんじゃない。

西股委員長 では車の駐車については集落センターということで。とりあえず詳細については次回ということですので、それをお願いします。

(2) 各委員会任期に係る条例の改正と新体制へのスケジュールについて

西股委員長 続きまして、各委員会任期に係る条例の改正と新体制へのスケジュールについてということで、この関係については、3月のまちづくり特別委員会の中でどうするかということで出ささせていただいております。ただ、この条例を変更してもすぐに使わないということであれば、12月にしたらどうなのかということで、その時に12月に変更させていただいた内容です。今回12月にこれを上程するというものでして、これについては第3条第1項中、4年を2年に改めるという内容のみになります。常任委員会の任期を改めるため、本案を提出するものであるという提案理由に基づいて進めるということです。ここに委員会の条例がありまして、3条の中に、2年というようにうたっています。これがどんどんいきますと、下のほうに議会運営委員会の関係が出てきます。その中で、4条の3項では、前項の任期は前2条の規定を準用するという事になっていますので、この常任委員会の形とあわせるという事になっているということで、議運のほうも改めるということになります。特別委員会については特になんていっていませんけれども、そのような流れでいこうということですのでございます。

それで、新しい議会構成を3月末につくって、4月27日から新しい体制で動けるようにすると。そして4月27日以降の臨時会等にかけて委員会構成を報告するというような形のスケジュールを検討しております。この辺についての御質疑ということで、何かあればお願いいたします。

側瀬議長 いいんだけど、総務と産経の所管で、産経でやれる部分を何個かこの機会にずらしたほうがいいんじゃないかなと思うんだけど。

西股委員長 それは私も思っているんです。というのも、総務が多過ぎると思っ

側瀬議長 だから、このままでいったら固定資産とか税務とか、2つか3つぐらい産経にずらせば、意外にいいのかなと。要するに、今日は考えなくてもいいけど、その項目がバランスを取れるように。

西股委員長 これからの各委員会の中でちょっと検討してもいいかなと思います。

側瀬議長 逆に産経の人たちがこれをやりたいとか、そういう形で自分はいいいと思うので。税務と固定資産だけでもいいかなと思ってはいるんだけど。

西股委員長 そこはそれぞれの中で協議してもらいたいと思います。とりあえず

この議会の構成なんですが、全員が変わるか変わらないかというのは、その中でいろいろ皆さんで検討しながら3月の時にできればいいかなと思いますので、できるだけ新たな考えを持ちながら進めるような感じもいいのかなどは思います。その辺も十分検討されながら質疑に当たりたいと思うのですが、御質疑はいかがですか。
(なしの声)

では、委員会の任期を4年から2年に変えるという部分については、もう既に皆さんの賛同は得ていると。そのあとの流れを示していなかったのが今回出させていただきました。今後は議会の構成を検討しながら、3月末に定例会が終わってからでないといけないと思いますので。そして任期の始まりは4月27日というような形で考えているわけですが、御意見がなければそのような方向で進めるような形になろうかなと思います。だめだという声があれば淡々と進めていくということですが、よろしいでしょうか。(はいの声)

よろしければ、それで進めさせていただきます。

(3) マニフェストの制定に向けた考えと制定までのスケジュール

西股委員長 それでは続きまして、3番目のマニフェストの制定に向けた考えと制定までのスケジュールということで、家塚委員のほうから説明させていただきます。

家塚委員 皆さんの御手元に白黒でA4の横の資料がありますが、これとあわせてこれから説明いたしますのでごらんいただきたいと思います。まず、議会のマニフェストに係る小会議の開催状況と、今後のマニフェスト制定と住民周知について御説明いたします。小会議のメンバーは、御承知のとおり西股議員、石川議員、星議員、私の4名の構成と、あとは事務局も加わり会議を今までに3回開催しております。第1回目は9月12日で、初めての会議ということもあり、今回のこのマニフェストの必要性、制定に係る考え方を議論しております。昨年の選挙後から、議員のなり手不足、また投票率の減少など、課題解決に向けて議論を進めてきていますが、やはり住民にわかりやすく、何をいつまでにやるのかということをはっきりさせる必要がありますし、このことが開かれた議会を目指す方向性ではないかと整理をさせていただきました。また、制定の時期を令和7年3月と、少し時間はかかりますが、議会のマニフェストとしてしっかり皆さんと議論を重ね、町民にわかりやすくつくり上げる必要があるものと考えております。先日も提言者の皆さんから話がありましたように、やはり町民にしっかり議会の動きを知らせる必要があるということから、今回議会だより11月号に掲載を考えており、御手元にお配りしたものがその案でございます。この案の右側には、マニフェスト制定に向けた考え方、また、左側のイメージは、文章だけではなかなか住民の皆さんに理解を得るのは難しいということから、このようなイメージ図をあわせて示すものであります。今後は、イメージ図に枝葉がついて、具体的な項目を定めて議会のマニフェストとして制定する考えであります。

今後、来年3月の制定に向けた作業を進めていきますが、遅くとも年明け1月にはある程度形にしたものを皆さんにお示ししたいと思っていますし、また、それま

でに至る経過もまちづくり特別委員会の中で報告をさせていただきたいと思っております。いずれにいたしましても、南幌町議会として初めての試みということで、しっかりとした考えの中でつくり上げていく必要がありますので、議員皆さんの御理解をお願いし、説明といたします。以上です。

西股委員長 これはあくまでもたたき台なので、どんどん意見を出してもらいたいと思います。そうすることによって、いい文面になると思うので。

側瀬議長 あまりこう偉そうにいかないで、みんなが見てすっといける感じにすればあとはいいんじゃないかと思うんだけど、存在感のあるという部分は要らないな。信頼される議会を築くためにも、でいいと思うけど。議会という言葉も3つも使っているの。

西股委員長 町民に信頼される議会を築くためにも、開かれた議会を目指して、でいいですか。

(暫時休憩)

西股委員長 では、地域の衰退につながりかねないという部分は抜かせていただいて、しかし町民の議会に対する関心の薄れは重要な問題であると捉えています。ということで、定義づけとしてはこれでもいいのかなと思うので、その辺を皆さんにまた意見を聞きます。

それとその次に、このような状況を踏まえ、町民に信頼される議会を築くためにもということで、存在感のある議会という言葉が消すと。これはなくてもそのままつながるといような感じになるんですけども、そのような文言でいかがでしょうか。この内容でよろしければ、制定に向けてという文言についてはこれでやらせていただきたいと思いますというように思います。(はいの声)

次の、開かれた議会を目指してという言葉で、ここに議会の目標値をどんと持ってきているんです。先ほどの制定に向けての中にも、開かれた議会を目指してということやらせていただいていますので、これをメインにするんだということの考え方はよろしいでしょうか。(はいの声)

よろしければ、その下にぶら下がっている文言の関係になってくるのですが、これは正直な話、今月いっぱいまでにきちんとなしなと議会だよりには間に合わないような形になるものですから、できれば30日までにいい言葉があればいただきたいなど。30日はちょうど議会定例会ですので、その時までには最低でも出していきたいなと思います。

側瀬議長 議会活動じゃなくて、議会運営のほうがいいかなと思うけど。活動というのは、何かやらなきゃならないとなったら、皆大変だろうから。

西股委員長 マニフェストって、絶対的にやらなきゃならないというものもあるんだけど、方向性の中をどうするかということなので。みんなが同じような目線で物事を考えていくためには、こういうのもやっぱり必要になってくるということなので。

(暫時休憩)

西股委員長　とりあえず、30日までにひとつお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

(4) ハラスメント条例の制定について

西股委員長　それでは続きまして、4番目のハラスメント条例の制定についてです。この関係について、とりあえずこういう形で条例の原案ということで出させていただいております。これについては、議会議員をイメージしてつくったのですが、選挙で選ばれているものは町長と議会議員なんですね。それで、町のほうには町のほうとしてそういうものをつくらないのかという話も今投げかけていて、町は町でまた考えていきたいというような形もあるのですが、あまり待っていてもできないだろうというのがありますので、これについてもこれから検討していきたいなというように思っております。

それで、ここにハラスメントは何かということも書いてあるのですが、一番がいろんなところの部分と違って、議会の措置ということで、第7条のところですね。ここの中のほかのところのいろんなものを見ていくと、新たにこの懲戒のための委員会を設置するというのがあったのですが、南幌町については議会の政治倫理条例第5条に基づく委員会を設置してやったらどうなのかというように書いています。そのような流れを持ちながらやったらどうかという内容です。大体ハラスメントの関係というのはいろいろあるということなので、これ以外はあまりないのかなと思います。それと先ほどちょっと言うのを忘れたのですが、最後の米印のところ、委員会を設置するためには政治倫理条例も直さなければならないと書いてあります。その中で、第3条、政治倫理基準等にハラスメントを追加することも必要なんだというようなことで進めていけばというようには思っています。

この内容についても次回までの宿題になるわけなんですけど、やはりまず1点目では、議会としてこれを制定していくことが必要かどうかという部分も、やはりそれぞれの中で検討していただきたいと。それとこのハラスメントの内容があるわけですが、こういうものが必要なかどうかという部分。それと先ほど言った7条の部分の、議会としてどう対応するのかというところには、政治倫理規程の中の委員会を設置するという部分がいいかどうか。そのようなところも踏まえて、全員の中で次に協議していきたいなと思うのですが、いかがでしょうか。

石川委員　このプロセスの中で、ハラスメントがあったと思った時には、それを誰に伝えて諮るのかという、そういう流れは読み取れますか。

西股委員長　何か起きた時は、7条ですが。

石川委員　第3条で、議員は当該議員による職員に対するハラスメントがあると疑われたときは、自ら誠実な態度を持って疑惑の解明に当たるとともに、その責任を明らかにしなくてはならないと。この職員というのがなぜそこに飛んでしまうのかなというのが不思議なんですけど。

西股委員長　勘違いしないでほしいのですが、このハラスメント条例をつくるというのは、議員同士だとか、例えば議長が議員にハラスメントという話ではないんです。議員が職員に対してハラスメントがあった場合の話なので。議員間のことは議員間の

中でやればいいんだけども、まあ議長に報告しなきゃならないですが。一番大きいのは、やはり職員に対して議員が圧力をかけないかという話もあるので。これは中身をあとで見てもらって、要るか要らないかも含めて、全体的に見ておいてください。必要なものがあるのであればそれも整理しながら、どうするかということを検討していきたいということですので。ということで、この関係についてはよろしいでしょうか。

(はいの声)

それではそういうふうにさせていただきます。

(5) その他

西股委員長 それではその他のほうに移りますが、2点ほどあります。1点目は、町民アンケートの実施要領について、細川委員からお願いします。

細川委員 それでは町民アンケートについて報告いたします。前回のまちづくり特別委員会ですらいろいろと御意見をいただきまして、まず実施要領のほうは、調査の目的を修正しております。どこが変わったかということ、議員のなり手不足のところを追加しております。それからほかに変わった部分なんですけども、調査期間を11月30日までということで、1か月間で終わらせるということで変更しております。あとは7の公表の部分で、議会だよりの折り込みと書いてあったんですけども、2月号で公表するというので、記事の中で報告しようということで打ち合わせしております。

続いてアンケート用紙なんですけども、こちらは皆さんのイメージが湧きやすいようにということで、A3の裏表で作成されております。概要としましては、色紙は使わないということで、こういう形で出します。そして変わった点ですけども、まち特で指摘のありました、回答に当たっての③なんですけども、なお、用紙が足りない場合は、誠に恐縮ですがコピーして御回答願いますという文言を増やしております。それからアンケートの回答期限をもう少し目立つようにということで、大きくしております。最後に、ご協力ありがとうございましたの下に、ご回答は令和6年11月30日までをお願いいたしますという文言を追加しております。あとは以前と同じ内容となっております。これを11月号の議会だよりに折り込んで配布し、回答は前に説明しましたように、役場の正面玄関ホールから、夕張太ふれあい館の全部で5か所に投函箱を用意して、回答していただくということで考えております。以上です。

西股委員長 今、アンケートの関係につきまして説明がありました。変更点を中心にお話がありましたが、皆さんのほうから何かありますか。

加藤委員 1点だけ、回収の投函場所は、もう少しはっきり大きく示したほうがいいのかと思います。それかフォントを変えるとか、下線を入れるとかですね。

細川委員 わかりました。私のほうでつくってみます。

西股委員長 では次にしゃべり場について、佐藤委員からお願いします。

佐藤委員 それでは、皆さんの御手元の資料に基づいて御説明させていただきます。10月4日から始まる議員としゃべり場ですが、実施方法について御説明させていただきます。まず目的は、気軽に議員と懇談することでより議会を身近に感じ

ていただくことを目的に、議員としゃべり場を開催するという事です。所管は議会運営委員会が所管します。開催日時は、議会定例会後2日間の日程で開催となっております。開催場所は、保健福祉総合センターあいくる内の、ふれあいホール入口前で行います。周知方法としては、開催案内は議会だより、広報、ホームページ、南幌公式LINEと、公共施設などのポスターはもう掲示されております。実施結果は、開催した日時と参加いただいた町民の人数のみ、議会だよりで報告するという形にしております。人員配置としては、議長・副議長を除いて4人体制で実施し、議長・副議長はオブザーバーとして別枠で御参加いただきます。また、4人のうち1人をキャップとして、現場責任者をお願いいたします。記録としては、出席議員は聞き役に徹していただきまして、町民からの意見に耳を傾け的確に意見を把握すること、町民から出された御意見等は、出席議員が内容を簡潔に記録するという事で、後ろのページにあります第1号様式をプリントアウトしますので、それを利用していただきたいと思っております。来ていただいた方一人ひとりに注意事項をお話しするのは大変なので、そういう用紙を来た方にお渡しするという形にしました。

次の裏のページです。住民の方から出されたことの回答については、行政がやるべきことか、議会がやるべきことか、またほかの第三者がやるべきことかを分けて考える必要があるため、行政や第三者がやるべきことは、議会としては回答できないことを念頭に回答していただきたいと思っております。また、議会としてやるべきことであったとしても、綿密な協議などを要する内容もあるので、なるべく即答しないようにしていただきたい。回答する場合は、あくまでも自分自身、個人の見解でありますよということをし添えることとしております。意見と回答の公表ですが、そこで出された意見やその回答については、特別公表するという事はしませんけれども、議会報告懇談会などでまた同じような意見として出される可能性もあることから、何かの形で議員全員に周知したいと思っております。服装は、ポロシャツ、作業着という形で、議員としてふさわしい服装をすることとして、皆さんネームプレートを持ちだすと思うんですけども、写真入りのネームプレートをつけて参加するようにしてください。進め方はキャップがその場をある程度仕切りますけれども、人が増えてきましたら分散して懇談を進めていくという形にしたいと思っております。

最後のページですが、まず10月4日の初日です。15時から17時までということで、このメンバーでさせていただきます。10月7日は13時から15時と、15時から17時で、私はできるだけ全ての日において参加させていただきます。それで、議長と西股副議長は、オブザーバーとしてよろしくをお願いいたします。当日は開始時間30分前に来ていただいて、設営をしたいと思っております。それで、写真にもありますように、後ろが白いパーテーションになっているのですが、その後ろのほうにポスターを何枚か貼って、皆さんに来ていただくような工夫をしたいと思っております。

西股委員長 説明がありましたが、皆さんから何かございますか。(なしの声)

では、そのほかに何か皆さんのほうから御提案等あれば承りますが、なければ終

わらせていただいてよろしいでしょうか。(はいの声)
それでは以上で終わります。
お疲れさまでした。

(午後 3時31分 終了)